

4 水産林務部水産局漁業管理課

(1) 海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係																																																																																								
R6年度	3,325	—	—	3,325	H8～(受託 はH23～)	漁業管理課																																																																																								
R5年度	3,325	—	—	3,325		管理調整係																																																																																								
区分	受託事業			実施方法	受託																																																																																									
実施主体	北海道資源管理協議会			負担区分	協議会 10/10																																																																																									
事業目的	<p>「漁業法（平成9年1月から令和2年12月までは「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」）」に基づき、漁獲量を管理するTAC管理（TAC：魚種毎の年間の漁獲量の上限）が実施されており、国の資源管理基本方針に基づき本道に配分されたTAC数量の適正な管理を行うため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、管理区分ごとの配分基準等を定める北海道資源管理方針を策定し、当該方針内容の普及啓発を図るとともに、漁獲量の集計管理等を行い、本道周辺水域における水産資源の保存及び管理とその持続的利用を図る。</p>																																																																																													
事業内容	<p>○北海道資源管理方針の策定 ・・国の資源管理基本方針により本道に配分された数量に基づき、試験研究機関等との協議、説明会等を実施し、北海道資源管理方針を策定する。</p> <p>○普及・啓発・・TAC制度・道資源管理方針のパンフレットを作成し、普及啓発を図る。</p> <p>○漁獲管理・報告・・漁獲報告に関する現地指導、報告の集計・管理等を行う。</p> <p>TAC管理対象魚種とTAC当初配分（令和6年2月現在 北海道関係分）（単位：トン）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象魚種</th> <th rowspan="2">管理の期間</th> <th colspan="2">TAC</th> <th colspan="2">大臣管理分</th> <th colspan="2">道知事管理分</th> </tr> <tr> <th>令和6年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんま</td> <td>1月～12月</td> <td>118,131</td> <td>155,335</td> <td>106,400</td> <td>132,500</td> <td>4,800</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>すけとうだら</td> <td>4月～翌年3月</td> <td>271,900</td> <td>258,300</td> <td>173,100</td> <td>165,400</td> <td>91,500</td> <td>91,000</td> </tr> <tr> <td>まあじ</td> <td>1月～12月</td> <td>166,800</td> <td>152,400</td> <td>59,100</td> <td>45,200</td> <td>現行水準</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>1月～12月</td> <td>971,000</td> <td>922,000</td> <td>665,400</td> <td>577,600</td> <td>32,800</td> <td>38,600</td> </tr> <tr> <td>まさば及び ごまさば</td> <td>7月～翌年6月</td> <td>今後決定</td> <td>510,000</td> <td>今後決定</td> <td>289,800</td> <td>今後決定</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>するめいか</td> <td>4月～翌年3月</td> <td>79,200</td> <td>79,200</td> <td>21,000</td> <td>50,700</td> <td>2,400</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>ずわいがに</td> <td>7月～翌年6月</td> <td>今後決定</td> <td>1,043</td> <td>今後決定</td> <td>875</td> <td>今後決定</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">くろまぐろ</td> <td>小型魚</td> <td>沿岸漁業</td> <td>3,243.2</td> <td>3,565.0</td> <td>1,269.0</td> <td>1,269.0</td> <td>113.0</td> <td>17.6</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>4月～翌年3月</td> <td>6,736.7</td> <td>6,244.0</td> <td>4,419.2</td> <td>4,419.2</td> <td>320.7</td> <td>319.6</td> </tr> </tbody> </table>							対象魚種	管理の期間	TAC		大臣管理分		道知事管理分		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	さんま	1月～12月	118,131	155,335	106,400	132,500	4,800	6,300	すけとうだら	4月～翌年3月	271,900	258,300	173,100	165,400	91,500	91,000	まあじ	1月～12月	166,800	152,400	59,100	45,200	現行水準	現行水準	まいわし	1月～12月	971,000	922,000	665,400	577,600	32,800	38,600	まさば及び ごまさば	7月～翌年6月	今後決定	510,000	今後決定	289,800	今後決定	現行水準	するめいか	4月～翌年3月	79,200	79,200	21,000	50,700	2,400	5,600	ずわいがに	7月～翌年6月	今後決定	1,043	今後決定	875	今後決定	168	くろまぐろ	小型魚	沿岸漁業	3,243.2	3,565.0	1,269.0	1,269.0	113.0	17.6	大型魚	4月～翌年3月	6,736.7	6,244.0	4,419.2	4,419.2	320.7	319.6
対象魚種	管理の期間	TAC		大臣管理分		道知事管理分																																																																																								
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年																																																																																							
さんま	1月～12月	118,131	155,335	106,400	132,500	4,800	6,300																																																																																							
すけとうだら	4月～翌年3月	271,900	258,300	173,100	165,400	91,500	91,000																																																																																							
まあじ	1月～12月	166,800	152,400	59,100	45,200	現行水準	現行水準																																																																																							
まいわし	1月～12月	971,000	922,000	665,400	577,600	32,800	38,600																																																																																							
まさば及び ごまさば	7月～翌年6月	今後決定	510,000	今後決定	289,800	今後決定	現行水準																																																																																							
するめいか	4月～翌年3月	79,200	79,200	21,000	50,700	2,400	5,600																																																																																							
ずわいがに	7月～翌年6月	今後決定	1,043	今後決定	875	今後決定	168																																																																																							
くろまぐろ	小型魚	沿岸漁業	3,243.2	3,565.0	1,269.0	1,269.0	113.0	17.6																																																																																						
	大型魚	4月～翌年3月	6,736.7	6,244.0	4,419.2	4,419.2	320.7	319.6																																																																																						

(2) 水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,902	－	247	1,655	H17～(受託 はH23～)	漁業管理課 管理調整係
R 5年度	1,930	－	275	1,655		
区分	道単独、受託事業			実施方法	直営、受託	
実施主体	北海道、北海道資源管理協議会			負担区分	道 10/10、協議会 10/10	
事業目的	資源評価結果などの科学的知見に基づいて、関係漁業の実態に見合った資源管理を促進するため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、資源状況の周知、資源管理の啓発を図り、更に資源状況に応じた高度な資源利用や悪化した資源の回復を目指した総合的な取組方向を検討し、水産資源の持続的利用を目指す。					
事業内容	<p>○主要24魚種42海域の資源評価と管理対策検討</p> <p>○北海道資源管理方針に関する関係者間の検討</p> <p>○資源管理の周知啓発（資源管理マニュアルの作成）</p> <p>○資源状況に応じた高度な管理・利用の検討</p> <p>○資源状態が悪化した魚種の管理促進</p> <p>[推進体制]</p> <p>北海道・地方独立行政法人北海道立総合研究機構</p> <div style="text-align: center;"> </div>					

(3) 漁船管理推進事業費（漁獲管理情報システム費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,998	－	292	1,706	H 8～	漁業管理課 管理調整係
R 5年度	2,039	－	333	1,706		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁船登録事務の効率化を図るとともに海上保安部などの関係機関からの漁船登録内容に係る照会や取締り、許認可事務等の漁船検索に当該システムを活用し、作業の迅速化・簡素化を図る。</p> <p>このほか、漁船登録状況の推移を把握するために北海道漁船統計表等の作成を行う。</p>					

事業内容	漁船情報処理システムを活用し、漁船登録情報のデータベース化・システム化を行うことにより、事務の迅速化・効率化に努める。 (1)漁船登録事務 (2)漁船登録変更事務 (3)漁船登録票再交付事務 (4)漁船検認事務（検認漁船の検索等） (5)漁船登録謄本交付事務 (6)定期漁船報告事務 (7)漁船統計表作成事務
------	---

(4) 漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係								
R 6年度	4,805	—	—	4,805	S25～	漁業管理課 管理調整係								
R 5年度	5,165	—	—	5,165										
区分	道単独			実施方法	直営									
実施主体	北海道			負担区分	道10/10									
事業目的	漁船法及び船舶法の規定に基づく、漁船の建造・改造許可、認定、登録及び検認、小型漁船の測度等の事務、並びに小型漁船安全確保の指導等を行う。													
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁船建造・改造に対する指導強化 <ol style="list-style-type: none"> (1)漁業者に対し、漁船の安全性や経済性を重視した建造・改造計画の指導を強化する。 (2)適正な業務の推進を図るため、関係機関との連携を緊密にし、次の指導を強化する。 <ol style="list-style-type: none"> ①違反建造・改造及び事前着工の未然防止指導 ②建造・改造許可申請書類による漁船の安全性の点検 ③建造・改造工事中の点検 ④道外建造・改造船の登録前の事前点検 2 漁船法関係事務担当者会議及び船舶法関係研修会の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1)漁船事務担当者会議 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>実施時期及び場所</td> <td>7～8月 札幌市</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>振興局担当者</td> </tr> </table> (2)小型漁船測度研修会 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>実施時期及び場所</td> <td>9～11月 道内2か所</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>振興局及び漁協担当者</td> </tr> </table> 3 漁船事務体制の整備 <p>漁船事務の厳正な執行は、本道漁業の適正な発展の根幹をなすものという観点に立ち、国の関係機関、他県等及び各振興局間の連携の一層の緊密化を図り、併せて関係事務の適正処理と本道を主たる根拠地とする漁船の動静及び勢力の的確な把握とともに事務の効率化を図る。</p> 						実施時期及び場所	7～8月 札幌市	対象者	振興局担当者	実施時期及び場所	9～11月 道内2か所	対象者	振興局及び漁協担当者
実施時期及び場所	7～8月 札幌市													
対象者	振興局担当者													
実施時期及び場所	9～11月 道内2か所													
対象者	振興局及び漁協担当者													

(5) 漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	844	333	346	165	S25～	漁業管理課 管理調整係 サケマス係 遊漁内水面係
R 5年度	735	200	211	324		
区 分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2・道1/2	
事業目的	<p>国への経由事務を円滑に行うため、大臣許可漁業の実態を把握するとともに、大臣許可漁業及び知事許可漁業の各種事務における処理審査等の円滑化を図る。</p> <p>道内の漁業実態に応じた漁業調整規則の改正や漁業権漁業の管理行使の適正化指導の実施に加えて、漁業権漁業と他種漁業の調整を図る。</p>					
事業内容	<p>1 実態把握及び操業指導 実態把握・審査等を行うことにより法令の遵守、励行及び漁場紛争の未然防止を図り、円滑な漁業調整を推進するとともに、大臣・知事許可漁業の許可申請内容等の確認及び操業指導を行っていく。</p> <p>2 漁業調整規則の改正 北海道漁業調整規則は、水産資源の保護培養を期するとともに、漁業取締りや円滑な漁業調整により漁業秩序の確立を図ることを目的に、令和2年11月19日に制定された。本規則は、漁業調整の基本となる規則であり、漁業調整の複雑化や資源保護を必要とする水産動植物の対象やその規制内容など、これまで同様、必要に応じ改正を行っていく。</p> <p>3 漁業権漁業の管理指導 (1) 漁業権漁業に関する一般的指導 ① 漁業関係法令に基づく漁業権漁業の適正な行使に関する指導 ② 漁業権行使規則及び遊漁規則の適正な運用指導 ③ 海区委員会指示等による漁業権漁業と他種漁業との調整指導 (2) 共同・区画漁業に関する事項 ① 漁業権行使状況の的確な把握 ② 刺し網漁業等による秋さけ混獲の適正化指導 ③ 第五種共同漁業に係る増殖義務の履行促進の指導 (3) 定置漁業に関する事項 ① 定置漁業経営状況の的確な把握 ② 経営体質の強化に向けた指導</p>					

(6) 漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	3,173	1,171	91	1,911	H17～	漁業管理課 管理調整係
R 5年度	5,619	1,059	16	4,544		
区 分	道単独、非公共(交付金・委託金)			実施方法	直営、受託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2・道1/2	
事業目的	<p>ロシア連邦200海里水域内の漁業規制強化に伴い、本道漁船の操業は減少あるいは撤退を余儀なくされている。この影響を受けて本道沿岸海域においては、各種漁業が輻輳して操業するため、漁場利用の関係が複雑化していることから、沿岸漁業と沖合漁業の漁業調整や指導を行う。</p> <p>また、本道周辺海域における操業実態を的確に把握し、指導方針の樹立や操業指導を実施することにより、沿岸漁業の安定と発展に務める。</p> <p>国は自衛隊法第105条により訓練のために漁船への制限又は禁止をした場合、漁業経営上の損失を補償することとしており、道では自衛隊静内対空射場水域の使用に伴う漁業損失補償事務を委託されていることから、当該水域における射撃訓練の漁業への影響度や漁業者意見等を把握する。</p>					
事業内容	<p>1 沖合漁業における操業指導及び漁業調整</p> <p>(1) 操業規制協議 沖合漁業（いか釣り、さんま漁業等）にあつては、道外漁船の入会が多いことから、適正な操業体制を維持するため、操業規制の制定にあたって、関係者と協議を実施する。</p> <p>(2) 操業調整 操業規制等に関して各種操業調整協議会等を開催して調整を図る。</p> <p>(3) 操業指導 操業規制等に係る道外漁船等に対する現地指導を行う。</p> <p>2 沿岸漁業における操業指導及び漁業調整</p> <p>(1) 操業指導・操業調整 許可等に関する制限措置等の取扱いをはじめ、漁業法に関する各種法令や操業協定等の他種漁業等との取り決め事項等の遵守を図るとともに漁場の競合などから、他種漁業等とのトラブルを防止するため、漁場の相互利用や資源保護等についての協議などの調整を図る。</p> <p>(2) 実地検査 許可申請に基づき内容を精査し許可処分することとなるが、許可証交付時に申請者毎に漁船・漁具等について検査を実施する。</p> <p>3 自衛隊関係漁業補償事務</p> <p>(1) 影響調査 損失補償を受ける対象漁業者の意見把握及び関係機関との打合せ等を実施する。</p>					

(7) 秋サケ資源回復加速化事業費

【目的・概要等】

秋サケは、水産関連産業をはじめ地域経済を支える重要な魚種であるが、平成28年より来遊資源が著しく減少し、最低の水準となっている。

このため、秋サケ資源の早急な回復に向けて、関係機関と連携し放流する稚魚の生き残りを高め、秋サケの回帰率向上を図るための対策を実施する。

【事業内容】

DHA添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化、稚魚の飼育環境向上に資するふ化場の改修や増殖設備の整備に対する支援、沿岸水温モニタリングによる稚魚の放流適期把握のほか、増殖事業の技術力向上に資するふ化放流マニュアルの改訂に対する支援を行い、秋サケ資源の早期回復を図る。

区分	事業内容	実施主体	実施方法	負担区分
遊泳力強化	油脂（DHA）添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化を全道の海域で実施	さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人	委託	道 10/10
施設整備支援	健康な稚魚飼育に必要な増殖施設等の整備や老朽施設の改修に対する支援	（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会	補助	道 1/4
沿岸水温監視	沿岸水温のモニタリングによる稚魚の放流適期把握	北海道	直営	—
技術力向上	ふ化放流事業実施マニュアルの改訂により先進事例等を全道に普及する取組に対する支援	（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会	補助	道 1/2

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	51,992	—	51,992	—		
R5年度	52,105	—	52,105	—		

(8) さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,366	568	798	－	H11～	漁業管理課 サケマス係
R 5年度	1,346	572	774	－		
区 分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2、道1/2	
事業目的	本道におけるさけ・ます増殖事業の円滑な推進体制を確保するため、道がさけ・ますふ化放流計画の策定、来遊資源の予測等さけ・ます増殖事業の統括管理を行うことにより、本道の基幹漁業であるさけ・ます漁業の維持安定を図る。					
事業内容	さけ・ますふ化放流計画策定管理費					
	区 分	事 業 内 容				実施主体
	ふ化放流計画策定事務	全道さけ・ますふ化放流計画の策定				北海道
事業進行管理・技術指導	民間増殖団体への計画に沿った事業実施や技術の指導				北海道	

(9) 日本海サクラマス資源増大安定化対策事業費

【目的・概要等】

近年の海洋環境の変動に伴う海水温の上昇により、サクラマス種苗生産施設において伝染性造血器壊死症（IHN）など魚病の発生が懸念されている。このため、種苗生産の安定化を図ることを目的に、サクラマス種苗生産施設における防疫体制の整備に対し支援する。

伝染性造血器壊死症(infectious hematopoietic necrosis ; IHN)

北半球の広い地域で、サクラマスやニジマス、アマゴ、ヒメマスなどの魚類に発生する魚病。特に、稚魚期には死亡率が極めて高く、大量へい死の原因となり得る。

【事業内容】

有効性が確認されている複数の消毒剤等を用い、現場レベルで実施可能かつ効果的な防疫手法を実証し、事業成果を普及する。

1. 事業概要

- ・ 飼育施設消毒手法の実証
- ・ 卵の消毒手法の実証
- ・ 魚病検査体制の確立
- ・ 事業成果の普及



2. 事業主体

- ・ 一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会

3. 事業箇所

- ・ 千走ふ化場（島牧）、 珊内ふ化場（神恵内村）

4. 補助率等

- ・ 補助率：1/2以内
- ・ 補助対象：防疫体制整備及び成果普及に関する経費

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	3,280	—	3,280	—	R6～	漁業管理課 遊漁内水面係

(10) 保護水面管理事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	8,287	—	8,287	—		
R 5年度	7,988	—	7,988	—		
区分	道単独			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10	
事業目的	水産資源保護法（昭和26年12月17日施行）に基づき水産資源の保護培養のため知事が指定した「保護水面」及び北海道漁業調整規則に基づき知事が指定した「資源保護水面」の管理を行う。					
事業内容	<p>1 保護水面設定水域</p> <p>(1) 保護水面 : サケ・マス (28河川)、サケ・マス、イトウ (3河川)、サケ・マス、オシヨロコマ (1河川)</p> <p>(2) 資源保護水面: ヤマベ (12河川)</p> <p>2 管理事業</p> <p>(1) 水産資源保護法第22条に基づく工事等に係る許可、協議のほか、事前指導を通じて環境保全を図る。</p> <p>(2) 水面パトロール (密漁防止)</p> <p>ア 業務内容 密漁防止、天然産卵床の管理、稚魚の保護、砂利採取、污水排水等の監視</p> <p>イ 管理方法 漁業協同組合等への委託</p> <p>3 調査事業 (さけます・内水面水産試験場)</p> <p>(1) 事業内容 保護水面の生息環境、生息魚類、繁殖状況等の調査 (河川)</p> <p>(2) 主な項目 親魚遡上量、天然産卵床、河川環境、魚類相、稚魚の成長、生息密度、植生、流下生物</p>					

(11) 河川遡上環境改善対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	7,546	—	7,546	—		
R 5年度	9,387	—	9,387	—		
区分	道単独			実施方法	直営・請負・委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10・道10/10	

事業目的	<p>サケ・マス類にとって、河川は親魚の産卵や稚魚の成育に重要な場所であるが、河川工事による工作物の設置が資源の増大に影響を及ぼしている状況にある。</p> <p>このような状況の中で、保護水面、資源保護水面及びサケ・マス増殖河川など、サケ・マス類の増殖に必要と認められる河川において、親魚の遡上や稚魚の成育、降下ができる河川環境を確保し、サケ・マス類の天然繁殖を助長するため設置した魚道を巡回し、その効果調査、簡易改良及び維持管理を図る。</p>																																										
事業内容	<p>魚道簡易改良・維持補修事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>9,387</td> <td>9,387</td> <td>巡回・維持管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※魚道設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>石狩</th> <th>後志</th> <th>檜山</th> <th>渡島</th> <th>胆振</th> <th>日高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数</td> <td>1 河川 5 か所</td> <td>10河川 55か所</td> <td>9 河川 31か所</td> <td>19河川 42か所</td> <td>1 河川 2 か所</td> <td>6 河川 9 か所</td> </tr> <tr> <th></th> <th>根室</th> <th>オホーツク</th> <th>宗谷</th> <th>留萌</th> <th colspan="2">全道計</th> </tr> <tr> <td>か所数</td> <td>1 河川 1 か所</td> <td>5 河川 16か所</td> <td>1 河川 1 か所</td> <td>5 河川 13か所</td> <td colspan="2">58河川 175か所</td> </tr> </tbody> </table>					区分	国費	道費	計	備考	事業費	—	9,387	9,387	巡回・維持管理		石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高	か所数	1 河川 5 か所	10河川 55か所	9 河川 31か所	19河川 42か所	1 河川 2 か所	6 河川 9 か所		根室	オホーツク	宗谷	留萌	全道計		か所数	1 河川 1 か所	5 河川 16か所	1 河川 1 か所	5 河川 13か所	58河川 175か所	
区分	国費	道費	計	備考																																							
事業費	—	9,387	9,387	巡回・維持管理																																							
	石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高																																					
か所数	1 河川 5 か所	10河川 55か所	9 河川 31か所	19河川 42か所	1 河川 2 か所	6 河川 9 か所																																					
	根室	オホーツク	宗谷	留萌	全道計																																						
か所数	1 河川 1 か所	5 河川 16か所	1 河川 1 か所	5 河川 13か所	58河川 175か所																																						

(12) 内水面漁業育成強化対策事業費補助金

予算額（千円）	国			実施年度	担当課・係
	国	道	その他		
R 6 年度	324	—	324	H 5 ~	漁業管理課 遊漁内水面係
R 5 年度	324	—	324		
区 分	道単独			実施方法	補助
実施主体	(一社) 北海道内水面漁業連合会			負担区分	道1/2
事業目的	<p>本道内水面漁業及び養殖業の育成強化を図るため、一般社団法人 北海道内水面漁業連合会が全道の内水面漁業者や養殖業者、一般消費者を対象として実施する情報活動費及び指導研修費について助成する。</p>				
事業内容	対象事業	事業内容		実施主体	補助率
	情報活動費	<p>(1) 情報誌（機関誌）の発行</p> <p>(2) 情報収集・発信活動 各種講習会、研修会及び一般消費者を対象とした消費拡大に関する宣伝等</p>			
指導研修費	<p>(1) 研修会の開催</p> <p>(2) 会員への技術指導</p>				

(13) 外来魚拡散防止総合対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係						
R6年度	50	—	50	—			H20～	漁業管理課 遊漁内水面係				
R5年度	51	—	51	—								
区分	道単独			実施方法	直営							
実施主体	北海道			負担区分	道10/10							
事業目的	外来魚の生息実態を把握し、地域における効果的・継続的な駆除等の対策に向けた取組を促進するとともに、密放流防止の啓発を実施して外来魚の拡散防止を図る。											
事業内容	<p>○ 地域協議会 駆除に向け、地元関係者間の意見を調整し、必要な対策を実施するため開催する。 令和5年度計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>胆振</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>						実施地区	回数	後志	1回	胆振	1回
実施地区	回数											
後志	1回											
胆振	1回											

(14) 内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係								
R6年度	600	600	—	—			R元～	漁業管理課 遊漁内水面係						
R5年度	600	600	—	—										
区分	非公共（交付金）			実施方法	別記									
実施主体	別記			負担区分	別記									
事業目的	減少傾向にある内水面漁業・養殖業の生産量の増大を図るため、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して助成する。													
事業内容	<p>国の「浜の活力再生交付金」を活用し、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して支援を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td> 1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及 </td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>補助</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国1/2、実施主体1/2</td> </tr> </table>						対象経費	1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及	実施主体	内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会	実施方法	補助	負担区分	国1/2、実施主体1/2
対象経費	1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及													
実施主体	内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会													
実施方法	補助													
負担区分	国1/2、実施主体1/2													

(15) 遊漁調整総合対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	5,581	1,274	4,050	257		
R 5年度	5,859	1,274	3,897	688		
区 分	道単独(H17税源移譲)、非公共(交付金)			実施方法	直営・補助	
実施主体	北海道・北海道釣り団体連合会			負担区分	道10/10、国1/2 道1/2・道1/2	
事業目的	<p>近年、道民が遊漁を楽しむ機会が増加しているが、一方で漁具の被害、ゴミの放置などトラブルが発生し、漁業生産活動に支障をきたしている。これらを解消し、漁業の安定的な発展と健全な遊漁の確立を図るため、ルールとマナーの啓発指導や遊漁船業者への指導等を行う。</p>					
事業内容	<p>1 遊漁者等適正管理推進費 遊漁者におけるルールとマナーの啓発対策等を講じるとともに、海面の円滑な利用を図るため、関係者による協議会を開催する。 また、北海道釣り団体連合会が行う教育研修に要する経費に助成する。</p> <p>2 遊漁制度構築推進費 船釣りライセンス制や内水面さけ・ます有効利用調査に関する啓発指導等を行う。</p> <p>3 組織化促進対策費 効果的な啓発対策の実施や地域における自主的なルールづくりに資するため、遊漁者や遊漁船業者の組織化を促進する。</p> <p>4 遊漁船業法運営指導費 「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく遊漁船業者の登録制度を適正に運営するため、登録業者の検査、指導を実施する。</p>					

(16) 海外漁場入出域等通報管理費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	726	484	242	－		
R 5年度	726	484	242	－		
区 分	非公共(交付金)			実施方法	補助	
実施主体	(一社)北海道水産会			負担区分	国1/2、道1/4、その他1/4	
事業目的	<p>日ソ地先沖合漁業協定に基づき、ロシア連邦200海里水域で操業する我が国漁船は、ロシア側に漁獲量等の通報を行う義務があり、道内の小型漁船については、水産庁長官通達により(一社)北海道水産会が「情報取りまとめ機関」とされている。 これら通報業務の円滑な実施を図るため、(一社)北海道水産会が行う通報業務に対し、助成する。</p>					
事業内容	<p>(一社)北海道水産会が行う次の事業に補助する。</p> <p>1 小型漁船によるロシア水域内での漁獲量等の情報を取りまとめ、国と道に報告するとともに、漁獲量等の操業状況に関する基礎資料の整備を行う。</p> <p>2 ロシア水域へ入域する小型漁船に対する操業指導及び操業調整を行う。</p>					

(17) 国際漁業安定対策推進費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,311	—	1,311	—		
R 5年度	1,960	—	1,960	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定に基づく国際漁業については、毎年の漁獲割当量などの操業条件が、日ソ政府間漁業交渉で協議のうえ、決定されている。</p> <p>これらの国際漁業については、本道漁業者の占める割合が高く、かつ、本道の基幹漁業として位置付けられることから、道として、当該漁業の安定を図るため、各種情報収集、外国漁船対策及び漁業交渉への職員派遣等の諸対策を講ずる。</p>					
事業内容	<p>1 国際漁業安定対策 国際漁業の展開は政府間での枠組みが基本となることから、国の対外漁業政策等の情報を的確に把握するとともに、本道要望の実現について中央要請など国に働きかけを行う。</p> <p>2 安全操業対策 ロシア水域内、根室及び宗谷海峡海域における本道漁業者の円滑・安全な操業を確保するため、協定に係る運用及び操業秩序の維持等について、日ソ双方の実務者レベルでの協議を行う。</p> <p>3 外国漁船対策 外国船による漁具被害の実態調査及び被害の未然防止や早期賠償等のため、関係先との折衝や要望の活動を行う。</p> <p>4 日ソ漁業交渉等派遣 政府間交渉等に道職員を派遣することにより、本道漁業者の要望の積極的な実現に努める。</p>					

(18) 鮭鱒漁獲制限対策費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	4,626	—	4,327	299		
R 5年度	5,686	—	4,881	805		
区分	道単独			実施方法	直営、委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>小型さけ・ます漁業について、当該漁業の秩序の維持と健全な発展、及びさけ・ます資源の持続的利用を図るため、適切な漁獲管理等を行う。</p>					
事業内容	<p>1 さけ・ます漁獲管理業務 日本200海里水域における小型さけ・ます流し網漁業については、漁獲量を適切に把握し、また、国に対して報告を行うため、漁獲物の水揚げ・検量への立会、及び漁獲報告の集計等を実施する。</p> <p>2 さけ・ます漁業の操業等に係る協議 ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業については、ロシア連邦法の成立に</p>					

	より操業が禁止されたことから、同水域における代替漁法による操業等について国及び地元関係者と協議を行う。
3 操業指導費	さけ・ます漁業に関する規制措置に係る遵守指導を実施し、本事業の継続安定を図るため、漁業者等に対する操業指導会議を開催する。

(19) 根室海峡海域操業秩序確立事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	7,348	4,729	2,619	－		
R 5年度	7,348	4,729	2,619	－	国際漁業係	
区 分	道単独、非公共(交付金)			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、根室管内漁場管理強化施設利用協議会			負担区分	道10/10 国1/2、道1/4、その他1/4	
事業目的	<p>平成10年10月から四島安全操業が開始されているが、根室海峡海域では、だ捕・銃撃等の危険にさらされており、円滑な四島安全操業の確保のためにも、当該海域の今まで以上の操業秩序確立が求められている。</p> <p>このため、海上保安庁、警察等とも連携を取りつつ、操業秩序確立のための活動及び支援を行う。</p>					
事業内容	<p>1 操業指導・連絡会議の開催 操業秩序の維持とその徹底を図るため、海上保安庁、警察等と連携をとりつつ、関係漁協、漁業者への指導・連絡会議を開催する。</p> <p>2 レーダー監視事業に係る助成 根室管内漁場管理強化施設利用協議会が行う24時間のレーダー監視業務に必要な経費を助成し当該海域における監視体制を強化する。 補助率：3/4以内</p>					

(20) 北海道・ロシア水産交流推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	4,639	－	4,639	－		
R 5年度	4,025	－	4,025	－	国際漁業係	
区 分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>国際漁業の規制が強化される中であって、本道漁業はなおロシアでの操業が重要であることから、関連する情報を的確に把握する必要がある。</p> <p>このようなことから、ロシアとの水産分野での交流等に関する施策を総合的に展開する。</p>					
事業内容	<p>会計年度任用職員任用 北海道とロシアとの各種交流（ロシア人來道時の通訳、ロシア語資料の翻訳等）を迅速かつ的確に対応するため、ロシア語に堪能な会計年度任用職員(翻訳員)を任用する。</p>					

(21) 北方四島安全操業対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	13,633	3,591	10,042	－		
R5年度	13,993	3,591	10,402	－		
区分	道単独、非公共(交付金)			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、北方四島周辺海域操業対策協議会、漁業協同組合			負担区分	国1/2、道1/4、その他1/4 道1/2、その他1/2	
事業目的	根室管内漁業者の永年の悲願であった北方四島周辺海域での操業は、日口両国間の信頼関係を基に地域振興や領土問題への環境整備等の役割を担うものであり、道として、当該操業が安定的に継続するよう政府間及び民間漁業交渉等へ職員を派遣するほか、「北方四島周辺海域操業対策協議会」などが行う関連事業に対し支援を行う。					
事業内容	<p>1 資源調査・現地指導等及び政府間・民間交渉への職員の派遣 政府間・民間交渉への職員派遣、VMSによる操業管理など適正な操業に向けた指導、四島周辺水域の資源状況調査を行う。</p> <p>2 民間交渉・入出域通報及びオブザーバー受入経費への助成 安全操業の継続や円滑な実施を図るため、北方四島周辺海域操業対策協議会が実施する、民間交渉や対口入出域通報、オブザーバー受入経費に対して助成する。 補助率：1/2、3/4以内</p>					

(22) 取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	812,834	－	812,834	－		
R5年度	783,947	－	783,947	－		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁業秩序の維持・確立を図るため、関係機関との連携の強化や取締担当者の資質の向上などを図りながら、漁業取締船の効率的運航や、指導・取締方針に基づく重点的取締りなどに取り組む。					
事業内容	<p>1 取締体制の強化 (1) 本庁取締班、総合振興局及び振興局水産課、取締船の連携強化 (2) 漁業秩序確立連絡会議等を通じた取締関係機関との連携強化</p> <p>2 指導・取締りの効果的推進 (1) 漁業取締船の効率的運航・維持管理による効果的な指導・取締り (2) 指導・取締方針に基づく重点的・効果的取締り (取締り対象等) ・資源の維持・管理を強めなければならない魚種 … ケガニ、秋サケ、ナマコ、ウニ、アワビ</p>					

<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業との協調関係の維持が必要な漁業等 <ul style="list-style-type: none"> …沖合底びき網漁業、いか釣り漁業、遊漁 ・国際的信義を維持しなければならない漁業等… 小型さけます漁業、越境操業 <p>○ 本年度特に取組強化を要する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケガニ密漁防止対策、根室海域（海峡）漁業秩序維持対策、 ・オホーツク海海域漁具被害防止対策等、ナマコ密漁防止対策、秋サケ密漁防止対策

(23) 密漁防止対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	8,294	2,500	5,794	—	H4～	漁業管理課
R5年度	8,294	2,500	5,794	—		指導取締係
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、北海道密漁防止対策協議会			負担区分	下記のとおり	
事業目的	密漁防止体制を整備し、重点的な指導取締を実施することにより、漁業秩序の確立を図るとともに漁業者自ら行う密漁防止事業に対して補助することにより、資源管理型漁業の推進を図る。					
事業内容	<p>密漁防止を徹底させるため、特に悪質な違反者を厳しく取り締まることとし、本庁取締班、総合振興局及び振興局、取締船とが連携を強めるなど、海上と陸上とが連携した、効果的かつ重点的な取組みを実施する。また、漁業者自らの密漁監視・通報体制を指導強化するとともに、海上保安部、警察等の取締機関や関係団体と連携をとりながら総合的な指導・取締対策を進めていく。</p> <p>1 密漁防止対策事業（直営）— 負担区分：道10/10</p> <p>(1) 指導・啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密漁未然防止体制組織の指導 ・各種研修会の開催等による漁業監督吏員・特別司法警察員の資質向上 ・密漁防止のための各種広報活動と、指導会議等の場を活用した啓発指導 <p>(2) 取締体制の整備強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁、総合振興局及び振興局における違反情報の収集 ・陸上における視察内偵と取締船の運航との連携による効果的な取締活動の実施 ・陸上における視察内偵の強化 <p>2 密漁防止対策事業（補助）—</p> <ul style="list-style-type: none"> — 負担区分：漁場監視体制整備経費 国1/2、事業主体1/2 — 負担区分：漁場監視体制整備経費(譚) 道1/2、事業主体1/2 — 負担区分：密漁防止啓発・普及経費 国1/2、事業主体1/2 <p>(1) 漁場監視体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視機材の配布への助成 <p>(2) 密漁防止啓発・普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動・ポスター及びチラシの配布、看板の設置等の助成 					

(24) 海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	388	194	194	－	H13～	漁業管理課
R 5年度	388	194	194	－		
区分	非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	国1/2、道1/2	
事業目的	<p>我が国周辺の水産資源の状況が悪化していることから、国は、平成13年度に漁業法や資源保護法の改正を行い、資源管理の強化を図ることとなり、海区漁業調整委員会に資源管理に関する役割が新たに追加された。</p> <p>この資源管理機能の強化により、海区漁業調整委員会の専門的公平な立場から、資源の回復や維持増大に寄与するものとする。</p>					
事業内容	<p>（海区漁業調整委員会に強化された機能）</p> <p>①「広域漁業調整委員会」出席 ②「日本海北部会、太平洋北部会」への出席 ③道の資源管理方針等に対する協議検討（北海道連合海区委員会） ④海区事務担当者会議の開催</p>					

漁業管理課

(25) 北海道連合海区漁業調整委員会

答 申	知事の諮問に対する答申 1 さけ・ます人工化放流計画 2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
委員会指示	漁業調整等のための委員会指示の発動 1 北海道沖合海域におけるトドの採捕の調整
漁業調整	各種漁業間の漁場競合等に係る調整
担当部署	北海道連合海区漁業調整委員会事務局（漁業管理課内）

(26) 北海道内水面漁場管理委員会

答 申	知事の諮問に対する答申
委員会指示	漁業調整等のための委員会指示の発動 1 コイヘルペスウイルス病のまん延防止について 2 さけ・ますの親魚確保のため規制が必要な河川に係る魚類の採捕の禁止について
漁業調整	内水面における遊漁者及び漁業者の水産資源利用に係る調整
担当部署	北海道内水面漁場管理委員会事務局（漁業管理課内）

5 水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課（水産関係）

(1) 北海道ブルーカーボン推進事業費

【目的】

ブルーカーボンの取組を推進するため、CO₂吸収量の算定等を行い、カーボンクレジットの取得を促すとともに、理解促進に向けた普及啓発を行う。

【現状】

○道はこれまでも国の事業を活用し、藻場の造成や漁業者等が取り組む保全活動への支援等を実施。

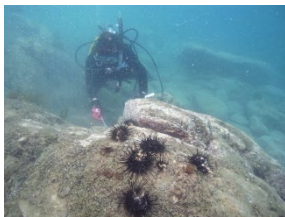


国内におけるブルーカーボンに関する動き

	国内の状況
吸収量	<ul style="list-style-type: none"> 国の研究機関等において、CO₂吸収量の評価や藻場の増強などの技術開発を推進 R5年11月に国の研究機関が、海草・海藻藻場のCO₂貯留量の算定手法を発表
クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ブルーカーボンのクレジットは、国土交通省が認可した団体（JBE）が、「Jブルークレジット」として運用

※JBE(ジャパンブルーエコノミー技術研究組合)：Jブルークレジットの認証、発行、売買等を実施

【事業内容】

藻場保全活動等におけるクレジット取得の効率的手法の実証や、ブルーカーボンに関する普及啓発を行う。

区分	内容
クレジット取得促進(委託)	<p>○道内で実施されている藻場保全活動等をモデルとしたCO₂吸収量の算定を行い、クレジット取得に係るガイドラインを作成する</p> <p>藻場保全活動：雑海藻駆除（R5～）、食害生物駆除・母藻設置（R6～） 養殖：ホソメコンブ（R5～）、ナガコンブ（R6～）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>食害生物駆除</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>母藻設置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>海藻養殖</p> </div> </div> <p><small>出典：第3版 磯焼け対策ガイドライン 出典：第3版 磯焼け対策ガイドライン</small></p>
普及啓発	○最新情報等の発信により、ブルーカーボンに関する道民の理解促進を図る

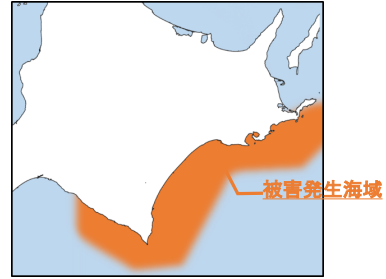
【予算額】

実施年度	予算額(千円)	予算額(千円)			実施年度	担当課・係
		国	道	その他		
R6年度	26,936	—	26,936	—	R5～	森林海洋環境課 海洋環境係
R5年度	10,732	—	10,732	—		

【特定財源】基金繰入金(温暖化防止対策基金)

(2) 太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年補	24,759	20,799	3,960	—		
R4年補	24,857	20,815	4,042	—	海洋環境係	
区分	—			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	・被害海域：国10/10 ・その他海域：道10/10	
事業目的	漁業被害の未然防止・軽減のため、全道海域で赤潮原因プランクトン等のモニタリングや関係機関と連携した赤潮発生予察手法の開発等を実施する。					
事業内容	○モニタリング実施内容 全道に観測定点を設定し、赤潮原因プランクトンや栄養塩等の海域モニタリングを実施し、全道海域を監視しつつ、今後の赤潮発生予察手法の開発等のための海洋環境データを蓄積する。 (モニタリング概要) ・期間：令和6年6月～令和6年11月 ・頻度：全道16定点で月1回 ※被害発生海域は、7月～11月まで週1回 ・経費：採水・分析調査（全道海域） ⇒ 水産技術普及指導所が各定点で採水し、分析機関（民間委託）へ検体を送付					



(3) トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係											
R6年度	2,246	605	1,641	—			H26～	森林海洋環境課									
R5年度	2,412	605	1,807	—	海洋環境係												
区分	道単独			実施方法	直営・補助												
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道1/2以内												
事業目的	海獣類による沿岸漁業被害が漁業経営に深刻な影響を与えていることから、引き続きトド被害防止対策を実施するとともに、国が行うオットセイによる漁業被害軽減に係る調査に参画し、被害軽減対策を検討する。																
事業内容	1 トド対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助対象経費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンター育成</td> <td>○漁業者の猟銃取得までにかかる初期費用を支援 事業実施主体：漁業協同組合等</td> <td>○猟銃取得経費（講習手数料等除く） ○補助率 1/2以内</td> </tr> <tr> <td>○経験の浅いハンター等に対する実践研修の実施</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>被害対策推進</td> <td>○被害対策の検証等 海獣被害防止対策連絡会議等の開催</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※トド駆除費（鳥獣被害防止総合対策事業：㉗～移行、農政部計上対応）						区分	内容	補助対象経費等	ハンター育成	○漁業者の猟銃取得までにかかる初期費用を支援 事業実施主体：漁業協同組合等	○猟銃取得経費（講習手数料等除く） ○補助率 1/2以内	○経験の浅いハンター等に対する実践研修の実施	—	被害対策推進	○被害対策の検証等 海獣被害防止対策連絡会議等の開催	—
区分	内容	補助対象経費等															
ハンター育成	○漁業者の猟銃取得までにかかる初期費用を支援 事業実施主体：漁業協同組合等	○猟銃取得経費（講習手数料等除く） ○補助率 1/2以内															
	○経験の浅いハンター等に対する実践研修の実施	—															
被害対策推進	○被害対策の検証等 海獣被害防止対策連絡会議等の開催	—															
	2 オットセイ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・オットセイは、^{らうこおつとせい} 獵虎膾肭臍獵獲取締法により捕獲が禁止されている。 ・漁業被害が深刻な状況から、水産庁はH27から有害生物に指定し、調査に着手した。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討会参加</td> <td>○国調査によるオットセイ漁業被害対策検討会への参画</td> </tr> </tbody> </table>						区分	内容	検討会参加	○国調査によるオットセイ漁業被害対策検討会への参画							
区分	内容																
検討会参加	○国調査によるオットセイ漁業被害対策検討会への参画																

6 水産林務部森林海洋環境局成長産業課（水産関係）

(1) 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費

【目的】

リサイクルが進んでいない漁業系廃棄物について、温室効果ガスの発生抑制に資するリサイクルに向けた取組を支援し、漁業におけるカーボンニュートラルを推進する。

【現状】

- かごやロープ等の漁具は素材が複雑であるほか、塩分や生物が付着していることから、リサイクルが進んでいない。
- リサイクルの処理を進めるためには、分別作業等前処理が必要で、その分経費がかかることから、ほとんどは焼却や埋立等で処理されている。

<農業・水産分野における比較>

(単位：千トン)

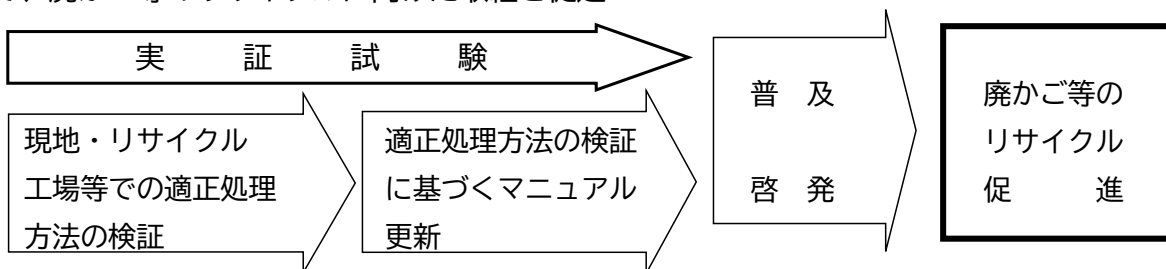
区 分	農 業 (※1)		水 産 (※2)	
	塩化ビニル フィルム	ポリオレフィン 系フィルム	廃 漁 網	※参考 (ホタテ貝殻、 ウロ、ヒトデ等)
全体排出量	24	56	1.3	292
リサイクル処理量	19	44	0.34	277
比 率	80%	78%	26%	95%

※1 農業分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢（農林水産省 R4.1から抜粋）

※2 水産系廃棄物発生量等調査（道水産林務部水産振興課 R4年度調査(R3年度発生分)から抜粋）

【事業内容】

- リサイクル工場と連携し、廃かご等の適正な処理や漁業者の負担軽減方法について実証試験を実施
- 実証試験に基づく廃かご等の処理やリサイクルについて、マニュアルを更新・普及することで、廃かご等のリサイクルに向けた取組を促進



【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	9,500	—	9,500	—	R4～	成長産業課
R5年度	9,500	—	9,500	—		成長産業係

※特定財源：循環資源利用促進税基金繰入金

(2) 水産系廃棄物適正処理促進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	221	—	221	—	H3～	成長産業課
R 5年度	277	—	277	—		成長産業係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産系廃棄物について、道内各沿岸地域における排出実態に応じた適正処理及び循環型社会の形成に向けた循環利用を促進する。					
事業内容	<p>1 水産系廃棄物発生量調査の実施 水産系廃棄物の排出状況と循環利用の実態等について調査を行い、処理状況に応じた指導を行う。</p> <p>2 地域別協議会等への指導 水産系廃棄物の処理が課題となっている地域において、循環利用を含む適正処理が促進されるよう地域の水産系廃棄物対策協議会等に対して助言、指導を行う。</p>					

(3) 水産業改良普及指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	24,484	983	23,501	—	S44～	成長産業課
R 5年度	25,131	983	24,148	—		成長産業係
区分	道単独（一部交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	沿岸業等の生産性の向上、経営の近代化及び技術の向上を図るため、沿岸漁業者等に技術及び知識の普及を行うとともに、普及活動用機材の整備や普及指導員の資質向上のための研修を実施し、普及活動を効率的に推進する。					
事業内容	<p>1 沿岸漁業者等への普及指導 増養殖、栽培漁業、資源管理などに関する技術の普及を行うとともに、経営の改善や担い手の育成等の普及指導を効率的に行う。</p> <p>(1) 沿岸漁業者等に対する漁業経営に関する技術や知識の普及 (2) 漁業士や地域漁業者グループ、女性グループ等の活動支援、小中学生を対象にした水産知識の普及啓発等、担い手の育成・確保への取組 (3) 沿岸漁業等の振興のための調査及び技術開発 (4) 沿岸漁業等の振興を図るための関係施策への支援及び啓発指導等</p> <p>2 普及指導体制の整備 普及活動の効率的な推進を図るため、次のものについて整備を行う。</p> <p>(1) 普及活動用機材の整備 (2) 普及情報資料の整備 (3) 普及活動用巡回指導車輛等の整備</p>					

	<p>3 普及指導員の研修</p> <p>国が主催する研修に参加するほか、次の研修を行う。</p> <p>(1) 特別研修（長期研修・短期研修）</p> <p>(2) 一般研修</p> <p>(3) 潜水事務事故防止研修</p>
--	--

(4) 研究情報普及推進費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,400	—	1,400	—	H13～	成長産業課
R 5年度	1,500	—	1,500	—		成長産業係
区 分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>日頃から漁業者など水産業従事者と直接接し、地域における課題や行政ニーズなどを把握できる立場にある普及組織が主体となって、試験研究機関等と連携し、地域の課題解決に向けた試験・調査を実施のうえ、課題解決手法等の試験・調査成果の普及・啓発を行うことにより、水産業の現場へ成果を効率的・効果的に還元する。</p>					
事業内容	<p>1 課題検討会議等の開催</p> <p>水産振興課普及指導員及び水産技術普及指導所が、日頃から水産業従事者等と直接接しているなかで把握した各地域における課題等を、翌年度実施する特別課題調査に反映させるために必要な会議を開催する。</p> <p>2 特別課題調査の実施</p> <p>「特別課題調査」を、水産振興課普及指導員及び関係水産技術普及指導所で構成する「推進チーム」が主体となって、試験研究機関等と連携し、地域の課題解決に向けた試験・調査を実施する。</p> <p>3 成果発表会(地域説明会)の開催</p> <p>受益者である水産業関係者にとって、わかりやすく活用しやすい試験・調査成果の公表・普及を図るため、漁業者部会・漁協単位で各地域に密接な取組を紹介する「地域説明会」を開催し、受益者から成果に対する評価を受けるとともに、試験・調査に係るニーズ等の把握・吸い上げを行い、将来の課題設定に反映させる。</p>					

(5) マリンネット北海道運営費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	976	—	976	—		
R 5年度	976	—	976	—		
区 分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>マリンネット北海道は、道総研の各水産試験場と北海道をコンピューターネットワークで結ぶ情報システムで、水揚げ情報の収集や解析、漁海況情報の提供などに活用しているほか、ウェブサイト上で道内の過去の漁獲量・金額、試験研究機関の研究成果、各種広報誌などの情報を得ることができるようになっている。当システムの運用により、試験研究情報の一元化が実現し、高度で効率的な研究開発が可能となっているほか、試験成果・調査結果などの速やかな提供が可能となっている。</p>					
事業内容	ウェブサイト「マリンネット北海道」で見ることができる情報の概要は、次のとおり。					
	メニュー		内容			
	お知らせ・ニュース		・最新情報の紹介			
	関係機関紹介		・各水産試験場のサイトへリンク ・試験場の沿革や組織機構、交通アクセス、各部室の業務内容			
	研究している魚たち		・研究している魚介類の紹介			
	試験研究は今（広報誌）		・最近の研究成果などの紹介			
	北水試だより（広報誌）		・日頃の研究成果をわかりやすく紹介			
	北水試験研究報告（広報誌）		・研究成果を論文として発行したものについて紹介			
	海況速報・沿岸定置水温情報		・全道周辺海域における海洋観測の結果の紹介			
	水産加工試験研究成果		・加工に関する研究成果の紹介			
	浮魚ニュース		・北海道周辺に分布する浮魚（イワシ類、サバ類、サンマ、スルメイカ等）についての調査結果や、漁況予報などの紹介			
	データベース検索		・道内の過去の漁獲量や金額（北海道水産現勢資料）や、これまでの研究成果などの検索が可能			
広報誌・刊行物		・水産試験場、水産孵化場で発行している各種広報誌の紹介				

(8) 種苗生産安定化対策事業費

【目的・概要等】

近年の海洋環境の変動に伴い、これまでになかった魚病等の発生等により、(公社)北海道栽培漁業振興公社(以下、栽培公社)が生産する水産種苗で大量へい死が発生している。

栽培公社の種苗生産不調は、全道の栽培漁業の取組や資源造成に悪影響を及ぼすことから、種苗生産の安定化を図ることを目的とし、栽培公社の防疫体制整備の取組に対して支援を行う。

○栽培公社での近年のへい死(生産不調)の例

魚種名	エゾアワビ	ヒラメ	マツカワ
原因(一例)	筋萎縮症	アクアレオウイルス	原因不明
近年の発生年度	R5(道内初確認)	R2, R3, R4	H29, R2~
症状(一例)	鰓の障害に伴う酸欠等	摂餌不良(空胃)、腸管白濁、脾臓発赤	摂餌不良(空胃)、成長不良

【事業内容】

親魚検査及び消毒用資機材導入等に係る経費支援を行うことにより、魚病の原因となるウイルス等の防除を行うとともに、餌料改良に係る経費支援を行うことにより、魚病等に強い健苗を育成することを目的とする。

区分	事業内容	対象魚種	実施主体	実施方法	負担区分
魚病対策	魚病検査、消毒用資機材導入等に係る経費支援	エゾアワビ ヒラメ	栽培公社	補助	道 1/2以内
健苗育成	餌料改良(栄養添加餌料)等に係る経費支援	ヒラメ マツカワ			

【予算額】

予算額(千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	6,676	-	6,676	-	R6~	成長産業課 栽培振興係

(9) 日本海ニシン栽培漁業定着事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	8,107	—	8,107	—		
R 5年度	9,279	—	9,279	—		
区 分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	後志南部地域ニシン資源対策協議会、檜山管内水産振興対策協議会			負担区分	道 1/2以内	
事業目的	後志南部及び檜山海域における事業化を目指した種苗生産・放流などの取組が円滑に進められるよう体制整備を行い、日本海南部海域のニシンの資源造成を図る。					
事業内容	漁獲負担による種苗放流体制を確立するため、漁獲が一定の水準に達するまでの間、町村や漁協が主体となった種苗生産・放流の取組に対する支援を行う。					
	後志南部地区			檜山地区		
体制整備（R 5～R 7） ・種苗生産・放流の取組に対する支援 →種苗生産経費(40万尾分)に補助 [補助率 1/2以内] ・協議会に対する指導			体制整備（R 4～R 6） ・種苗生産・放流の取組に対する支援 →種苗生産経費(100万尾分)に補助 [補助率 1/2以内] ・協議会に対する指導			

(10) 海域別栽培漁業推進費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	530	—	530	—		
R 5年度	741	—	741	—		
区 分	道単独（H18税源移譲）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	栽培漁業の実施体制の整備と必要な栽培技術の開発を促進し、本道における栽培漁業の積極的な推進を検討するため、各種協議会等を開催する。					
事業内容	事業区分		事業内容			
	栽培漁業推進計画費 385千円		第8次栽培漁業基本計画及び海域別栽培漁業推進計画に基づいた栽培漁業の推進に向けた検討を行うため、北海道栽培漁業推進協議会を開催する。			
	栽培漁業海域拠点センター構想推進費 0千円		本道の周辺海域をその特性から5つに区分し、各海域における今後の栽培漁業の推進や拠点センター構想の具体化に向けた検討などを行うため、海域毎の連絡会議を開催する（※WEB開催のためゼロ計上）。			
北海道栽培漁業技術開発促進費 145千円		第8次栽培漁業基本計画及び海域別栽培漁業推進計画に基づく栽培漁業の推進に向けた技術開発に係る検討を行うため、北海道栽培漁業技術開発推進協議会を開催する。				

(11) 北海道水産種苗生産施設維持補修費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	11,429	—	11,429	—		
R 5年度	12,372	—	12,372	—		
区 分	道単独			実施方法	請負	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	ヒラメなどの種苗生産を行う北海道栽培漁業センター（5か所）の大規模な修繕を計画的 に行う。					
事業 内容	令和6年度修繕計画：北海道水産種苗熊石センター 濾材交換（施工）					

(12) 北海道栽培漁業伊達センター海水供給施設整備事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	16,200	—	16,200	—		
R 5年度	—	—	—	—		
区 分	道単独			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	マツカワ種苗生産の継続のため、北海道栽培漁業伊達センターに海水供給施設を整備す る。					
事業 内容	令和6年度事業計画：基本設計委託（図面作成等）					

(13) スマート漁業推進事業費

【目的・概要】

漁業の生産性向上や操業の効率化を図るため、スマート機器の体験会やマッチングフェアを開催するとともに、定置網漁業における遠隔水中カメラの実証試験に取り組む。

【現 状】

- サケやイカなど主要魚種の不漁や、漁業者の減少、高齢化などの課題を抱える中、ICT等の先端技術を活用しながら、省コスト化や省力化による生産性の向上を図っていくことが重要。
- 令和5年（2023年）3月に策定した「北海道スマート水産業推進方針」において、スマート機器の導入促進や地域の実態に即した技術の開発などに取り組むとしている。

【事業内容】

○ 体験会・マッチングフェアの開催

漁業者のスマート機器に対する理解を深めるとともに、IT事業者等が各地の漁業現場におけるニーズを捉えるための機会を創出

スマート機器体験会の開催	マッチングフェアの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水中ドローン等を実際に操作することで、漁業活動での活用シーンを具体的にイメージし、現場での実装を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業関係者はスマート技術や活用方法を理解 ・ IT事業者等は、漁業現場における課題を理解

○ スマート技術の実装に向けた実証試験

定置網漁業の生産性の向上を図るため、実証試験を実施

定置網漁業遠隔水中カメラの実証試験	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網漁業において、沖に出なくても陸から入網状況（魚種・サイズ等）を把握できるよう、遠隔水中カメラを用いた実証試験を実施。 	 <p>遠隔水中カメラで入網状況を陸からリアルタイムに確認</p> <p><農水省漁業種類イラスト集を改変></p>

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	6,866	3,180	3,686	—	R6～	成長産業課 先端技術係

【特定財源】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

(14) 新たな養殖業推進事業費

【目的・概要等】

回遊資源の変動等に影響されない計画的・安定的な生産体制の構築を図るため、本道に適した新たな養殖手法の検討を行うとともに、サケ・マス類などの海面養殖やウニの陸上養殖の技術構築に向けた実証試験に取り組む。

○道内漁業生産の状況

(単位：万トン、億円)

	H30	R元	R2	R3	R4	現状
全道生産量	102	108	114	118	115	・回遊資源の来遊状況等に大きく影響を受け、生産は不安定
うち養殖	10	5	7	9	10	
割合	9.6%	5.0%	6.3%	7.4%	8.3%	・養殖の占める割合は全国平均(生産量の2割強)と比べ低い状況
全道生産額	2,735	2,388	2,027	2,586	3,182	
うち養殖	381	243	223	283	406	
割合	13.9%	10.2%	11.0%	11.0%	12.8%	

【事業内容】

区分	事業主体	内容
検討会	北海道(直営)	○本道に適した新たな養殖手法の検討 検討事項：生産体制、種苗の確保、販売戦略など
養殖手法の実証	北海道(委託)	○新たな魚種の養殖技術の開発に向けた養殖試験の実施 対象種：サクラマス(海面)、ウニ(陸上) 試験内容：成長や生残、所要コストの検証等により適正手法を検討 委託先：民間団体



【予算額】

実施年度	予算額(千円)	国			実施年度	担当課・係
		道	その他			
R6年度	16,505	8,628	7,877	—	R3~	成長産業課 先端技術係
R5年度	15,310	8,046	7,264	—		

※特定財源：デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)

(15) ホタテガイ生産安定対策推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	217	—	217	—	R 4～	産業振興課
R 5年度	242	—	242	—		先端技術係
区 分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	近年、生産が減少している噴火湾の養殖ホタテガイの生産回復と漁業経営の安定化を図る。					
事業内容	ホタテガイ生産安定対策事業（H30～R 3）において作成した「養殖ホタテガイの生産安定化のポイント」（マニュアル）の普及・定着を図るとともに、漁業者等の意見を踏まえて検討を行い、必要に応じマニュアルの拡充を行う。					
	区 分	内 容				
	マニュアルの普及・拡充	概要	マニュアルの現地説明・実践を踏まえた漁業者の意見聴取、意見を踏まえたマニュアルの拡充			
		内容	現地説明を通じたマニュアルの普及・定着 意見を踏まえ、事業収益性の観点を加えたマニュアルの拡充			
		役割	漁業者	マニュアルに基づく生産の実施		
			道	生産現場での実地指導、意見聴取、拡充内容の検討		
			道総研	検討結果に対する助言		

(16) ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費

【目的・概要等】

コンブの生産量が減少していることから、生産の増大に向け、ICT等を活用し、漁場の分布状況の把握による漁場の効率的な管理や生産過程の自動化を促進する。

(漁場把握手法の開発)

海洋環境の変化等により、漁場の変化が著しいことから、ドローンの空撮画像からコンブ漁場を把握する画像解析技術を開発し、漁場の有効活用や効果的な管理を促進する。

(生産分業化モデルの実証等)

コンブの生産性の向上を図るため、これまでに開発した共同乾燥設備モデルを実証し、導入促進によりコンブ生産の分業化や協業化を進めるとともに、新たな需要への対応について検討等を行う。

1 事業内容

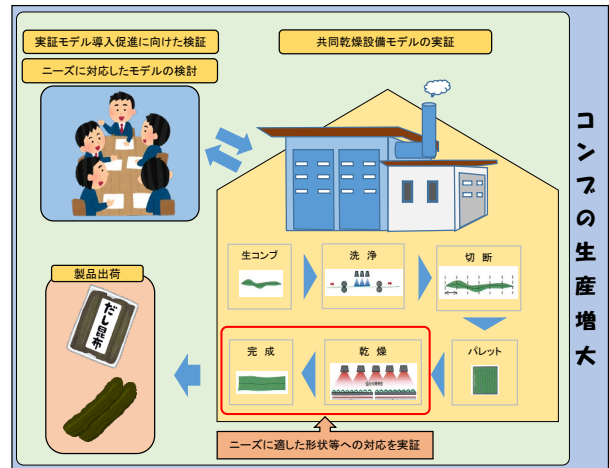
事業主体	区分	目的	内容
北海道	①漁場把握手法の開発	○減産対策検討の基礎データ収集	○画像解析技術開発(大学とのソフトの共同研究) ・ドローンによる空中撮影調査 ・画像解析精度の向上 ・漁場環境調査等
	②生産分業化モデルの実証	○生産性の向上	○共同乾燥設備モデル実証(企業との共同実証) ・実証モデルの導入促進に向けた実証 ・工業原料などの需要に適した乾燥状態や形状とするための機能についての検討等

2 事業イメージ

【画像把握手法の開発】



【生産分業化モデルの実証】



【予算額】

予算額(千円)	国 道 その他			実施年度	担当課・係
	国	道	その他		
R6年度	9,515	332	483	R2~	①成長産業課成長産業係
		4,118	4,582		②成長産業課水産支援係
R5年度	9,515	332	483		①水産振興課海洋環境変動対策係
		4,118	4,582		②水産振興課水産支援係

※特定財源：デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)

(17) 環境・生態系保全活動支援事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	41,296	8,697	32,599	－	R 3～R 7 (H21開始)	成長産業課
R 5年度	41,959	9,180	32,779	－		水産支援係
区分	道単独 非公共（補助金）			実施方法	補助・直営	
実施主体	地域協議会 市町村 北海道			負担区分	別記	
事業目的	漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動（長期にわたる計画的な取組（モニタリング、保全活動））を支援することにより、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等の維持を図る。					
事業内容	1 事業内容等					
	事業主体	費目	事業内容		負担区分	
	地域協議会	活動支援事業費補助金（道単独）	地域協議会が保全活動実施組織を支援する場合に助成		国 7/10 [8/10] 道・市町村 各1.5/10 [各1/10] ※[]内は有人国境離島の場合	
	市町村	市町村推進指導費補助金（国・定額補助）	市町村が活動組織への指導等に要する経費		国 10/10	
	道（直営）	道推進指導費（国・定額補助）	道が実施する指導等に要する経費		国 10/10	
事業内容	2 支援対象となる取組内容					
	区分	保全活動				モニタリング
	藻場	母藻設置、種苗生産・投入、食害生物除去、保護区域の設定、ウニの密度管理、栄養塩の供給、岩盤清掃、流域における植林、浮遊・堆積物の除去、アマモ類の移植、等				現状把握、効果調査
干潟	砂泥の移動防止、客土、耕うん、死殻の除去、機能低下を招く生物の除去、保護区域の設定、稚貝等の沈着促進、稚貝の密度管理、流域における植林、浮遊・堆積物の除去、等					

(18) 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年補	310,000	－	310,000	－	R 3～	成長産業課
R 4年補	310,000	－	310,000	－		水産支援係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	地域協議会			負担区分		
事業目的	令和3年9月中旬以降に赤潮が発生した北海道太平洋沿岸において、漁業者等による漁場環境の回復に資する活動を支援する。					

事業内容	実施主体	漁業者等5人以上で構成する活動組織（地域協議会経由で支援）
	支援対象	ウニ殻等除去・処分、生残ウニの移植、岩盤清掃、漁場環境の把握 等
	負担割合	国 7/10 道・市町村 各1.5/10

(19) 離島漁業再生支援事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	126,346	85,848	40,498	-	R 2～R 6 (H17開始)	成長産業課
R 5年度	126,346	85,848	40,498	-		水産支援係
区分	非公共（交付金）			実施方法	交付金	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業目的	<p>集落協定に基づき、共同で漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取組等を行う離島漁業集落に対し、その取組を下支えするために必要な経費を交付金として交付し、水産業・漁村の振興を図る。</p> <p>また、離島において、新規就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースを行う集落に対して支援を行う。</p>					
事業内容	<p>1 離島漁業再生支援交付金</p> <p>(1) 対象地域（離島振興法の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域） 利尻島、礼文島、天売島、焼尻島、奥尻島の5離島</p> <p>(2) 交付対象 町が策定する市町村離島漁業集落活動促進計画に基づき集落協定を締結した漁業集落</p> <p>(3) 対象行為</p> <p>① 漁業の再生に関する話し合いと集落協定の策定 ② 漁場の生産力の向上に関する取組（毎年度一つ以上実施） ③ 漁業の再生に関する実践的な取組（毎年度一つ以上実施） ④ 漁船・漁具等のリースの取組を支援（公募制）</p> <p>(4) 交付額等</p> <p>交付上限額 = [海岸線延長] × 294千円/km [交付単価] × [漁業世帯密度係数] ※ [漁業世帯密度] = [漁業世帯数] / [海岸線延長] ※ [漁業世帯密度係数] = [漁業世帯密度] / 2.10 [全国平均漁業世帯密度] 負担割合：国1/2 道1/4（町負担額を上限）</p> <p>2 離島漁業再生支援推進交付金</p> <p>市町村が実施する、集落・漁業者への指導、市町村離島漁業集落活動促進計画の策定、交付事務等に要する経費に対して助成</p> <p>負担割合：国 定額</p>					

(20) 特定有人国境離島漁村支援事業費

予算額（千円）		実施年度			担当係	
		国	道	その他		
R 6年度	119,429	80,821	38,608	－	R 4～R 8 (H29開始)	成長産業課
R 5年度	70,849	47,233	23,616	－		水産支援係
区 分	非公共（交付金）			実施方法	交付金	
実施主体	別記			負担区分	国1/2 道1/4（町負担額を上限）	
事業目的	「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（H29. 4. 1 施行）」において「特定有人国境離島地域」に規定されている国境離島地域（礼文島、利尻島、奥尻島）の漁業集落等が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援。					
事業内容	雇用を創出するための取組					
	区分	内容				
	実施主体	漁業集落の同意と支援を得て雇用の創出を図る者				
	対象行為	新たに人を雇用して行う、漁業や海業の起業又は事業拡大 例：新規漁業の着手、水産物直売所、体験漁業、レストラン開設等				
	交付対象	市町村（事業を実施する者を支援する場合に交付金を交付）				
交付上限額	総事業費 12,000千円／1 被支援者					

(21) 水産業振興構造改善事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6 年度	367,809	367,581	228	－	H17～ (S37開始)	成長産業課 水産支援係
R 5 年補	2,166,467	2,166,467	－	－		
R 5 年度	316,623	316,367	256	－		
R 4 年補	2,960,201	2,960,201	－	－		
区分	非公共（交付金）			実施方法	補助	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業目的	沿岸漁業を中心とした漁業における持続的な生産体制の構築に必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備及び衛生管理に対応した水産物供給体制の整備を推進する。					
事業内容	<p>1 主な事業内容</p> <p>(1) 増養殖施設整備事業 浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善経計画に基づく養殖施設の再配置のための係留資材の整備や養殖用及び法流用の魚介類などをふ化、育成する施設の整備（さけ・ます、内水面を除く）</p> <p>(2) 漁業共同利用施設整備事業 浜の活力再生プランの取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備</p> <p>(3) 加工流通共同利用施設整備事業 浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備</p> <p>(4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域における、競争力強化又は産地市場の統廃合の推進に資する施設の整備</p> <p>2 実施主体 市町村、水産業協同組合、漁業協同組合連合会など</p> <p>3 補助率 1/3、4/10、1/2、5.5/10以内（事業内容により異なる。）</p>					

(22) 道産水産物需要拡大事業費

【目的・概要等】

近年、漁獲量が増加しているマイワシ、ブリ、ニシンについて、魚価が伸び悩んでいることから、道内飲食店におけるフェアを開催し、これらの魚種を日常的に利用する魚種として定着させ、需要の拡大を図る。

【道内の漁獲金額の推移】

(単位：億円)

区分	H30	R元	R2	R3	R4
漁獲金額	2,735	2,388	2,027	2,586	3,182

【漁獲量が増加傾向にある魚種の漁獲量の推移】

(単位：トン)

魚種	H24	H30	R元	R2	R3	R4	R4/H24
マイワシ	651	124,358	202,063	235,680	247,313	239,483	36,786%
ブリ	7,185	8,231	10,873	15,457	14,077	9,590	133%
ニシン	4,503	13,194	14,678	14,335	14,062	20,306	451%

【魚種ごとの消費性向調査（R4）】

魚種	サケ・マス	マイワシ	ブリ	ニシン
定着率※	89.0%	16.5%	31.5%	29.4%

※ 道民全体で「よく食べる魚か」と質問して「よく食べる」と回答のあった率

【事業内容】

(資源増加魚種の活用促進に向けた道内飲食店でのフェア開催)

近年、漁獲量が増加しているマイワシ、ブリ、ニシンの需要拡大を図るため、道内の飲食店などでフェアを開催する。

区分	取組内容
実施内容	○ 道内の飲食店などで、マイワシ、ブリ、ニシンを用いた料理を提供 開催期間：各魚種について1か月間（マイワシ、ブリは同時開催） ○ SNSを活用した対象魚種のPR
事業主体	○ 北海道

【予算額】

予算額（千円）	国			実施年度	担当課・係
	道	その他			
R6年度	13,423	6,659	6,764	R5～	成長産業課 水産流通係
R5年度	13,423	6,659	6,764		

【特定財源】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

(23) 水産物流通安全対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	4,215	2,060	2,155	－		
R 5年度	3,951	1,928	2,023	－		
区 分	道単独 非公共（交付金）			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	別記	
事業目的	貝毒の発生に対応し、ホタテガイの食品としての安全性を確保し、円滑な流通を確立するため、適切な生産・処理加工体制の整備を図る。					
事業内容	<p>ホタテガイの貝毒検査・出荷体制強化</p> <p>1 貝毒行政検査 海域毎に行政による貝毒検査を定期的に行い、安全な二枚貝の出荷体制を確保する。 負担区分 国1/2 道1/2</p> <p>2 出荷体制強化 貝毒発生期におけるホタテガイを処理加工できる認定工場に対し、巡回指導を行い、認定要件遵守の徹底を図る。 負担区分 道10/10</p>					

(24) ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	2,457	1,228	1,229	－		
R 5年度	2,721	1,360	1,361	－		
区 分	非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	国1/2 道1/2	
事業目的	貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリングを行い、ホタテガイ等二枚貝の安全流通を図るとともに、出荷規制につながる貝毒発生を予測し、その情報を関係漁業者に周知することにより、漁業生産の安定に資する。					
事業内容	<p>貝毒原因プランクトン分布と海洋条件との関係を調査し、プランクトンと貝毒の関係を監視することで、出荷規制時期を的確に把握する。</p> <p>平成17年5月から、調査定点を追加し、ホタテガイ以外の二枚貝類を含めた全道の生産海域で調査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施海域：全道17海域 ・実施回数：月1～2回 ・調査項目：水温、塩分、プランクトン <p>負担区分 国1/2 道1/2</p>					

(25) 緊急海水・水産物モニタリング調査事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	191	—	191	—		
R 5年度	191	—	191	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、放射性物質を含んだ汚染水が海域に放出されたことから、海水のモニタリング調査を実施し、調査結果を道のホームページに掲載して国内外に情報発信することで、道産水産物の安全性をPRする。					
事業内容	海水モニタリング 1 調査地点 北海道太平洋沿岸（厚岸、様似、室蘭） 2 検査頻度 適宜 3 検査項目 放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、137 4 検査機関 道立衛生研究所					

(26) 道産水産物魚食普及推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	11,530	—	11,530	—		
R 5年度	4,300	4,100	200	—		
区分	道単独 非公共			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、漁業協同組合、水産加工団体、調理師団体			負担区分	国10/10（補助金）、道10/10（事務費）	
事業目的	道産水産物の魚価の安定化を図るため、国内市場の安定的な需要を確保する必要があるが、国内においては、魚介類の消費量の低迷が顕著となっていることから、学校給食等への導入や多様な魚食形態の創出を図ることにより、減少を続ける魚介類の消費を回復させる。					
事業内容	1 魚食習慣定着促進 魚食習慣の普及や定着を図るため、学校給食関係者等へのPRなどを行うとともに、学校給食等の特性に合わせた製品の開発、食材提供を行うなど、道産水産物の導入を促進する取組に対し支援する。 2 道産水産物普及促進 地域の魚種の特徴を活かし、生活スタイルの多様化に対応した販売促進や魚食形態の創出など、道産水産物の喫食機会の増加に向けた生産者団体等の取組に対し支援する。					

(27) 水産加工業流通促進緊急対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	7,627	－	7,627	－	R 6	成長産業課 水産流通係
R 5年度	－	－	－	－		
区 分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	加工業者団体			負担区分	道10/10	
事業目的	東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴う、中国の輸入停止措置に対する緊急的な対応として、道内水産加工業者が国の支援メニューの円滑な活用等を進めるため、水産加工業者間の調整など体制の構築を図る。					
事業内容	1 事業者間の調整促進 風評被害等の現状把握や販路開拓に向けた事業者間の調整などの取組に支援する。 2 国による支援の活用促進 国により措置された支援事業の活用等に向けた取組に支援する。					

(28) 道産水産物輸出拡大推進事業費

【目的・概要等】

食の輸出を取り巻く情勢を踏まえ、品目の拡大や相手先国の多様化、付加価値の高い製品開発などを通して海外需要を積極的に取り込み、道産水産物の更なる輸出拡大を図ることにより漁業経営の安定に繋げる。

【事業内容】

1 事業概要

道産水産物の海外販路拡大のため、海外量販店等におけるイベント開催やネット通販などを行う生産者団体への支援や道産水産物フェア等を実施する。

2 取組内容

(1) 生産者団体が実施する取組への支援

区分	対象国	対象魚種	取組内容
補助 (1/2 以内)	香港、タイ、ベトナム、 オーストラリア 等	ホタテ、 秋サケ、ホッケ、 カレイ 等	・量販店でのイベント開催 ・飲食店へのサンプル提供 ・ネット販促 等

(2) 道産水産物フェアの開催

区分	対象国	対象魚種	取組内容
直営 (委託)	アメリカ合衆国	ホタテ、秋サケ、 カレイ、ブリ 等	・量販店での水産エコラベル製品等 道産水産物のPR ・ブリ、カレイ類加工品の販促 ・ブリの加工、製品開発
	台湾、シンガポール	活ホッキ、活カキ 等	・活貝の展示商談会を開催

(3) 高付加価値製品の販促

区分	対象国	対象魚種	取組内容
直営 (委託)	台湾・香港	水産加工製品	・量販店やネットでのキャンペーン 販売を実施 ・現地バイヤー向け商談会を開催

【予算額】

予算額 (千円)					実施年度	担当課・係
		国	道	その他		
R 6年度	43,083	21,066	22,017	－	R 3～	水産経営課 輸出促進係
R 5年度	43,139	21,122	22,017	－		

【特定財源】 デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)

(29) 水産物流通調整対策費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	289	—	289	—		
R 5年度	289	—	289	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	道産水産物の価格・流通の安定化を図るため、輸入対策及び流通問題に関する国への要請や国際貿易交渉の情報収集、検討会議への出席等により、水産物の秩序ある輸入体制の確立及び流通諸対策を推進する。					
事業内容	<p>1 水産物の輸入対策 水産物輸入に関わる国の動向や生産者、流通関係者における状況を把握するため、業界団体や北海道水産貿易対策会議等と連携しながら、国際貿易交渉の情報収集を行う。</p> <p>2 水産物流通調整対策 内需拡大、安全安心の確保など水産物の流通問題に関する課題について、国・他県との調整を図るための検討会議に出席し、水産物流通対策の推進を図る。</p>					

(30) 道産水産物輸出市場対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	3,621	2,965	656	—		
R 5年度	3,253	2,597	656	—		
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	別記	
事業目的	<p>海外既存市場への信頼回復を図るため、道産水産物における安全性PRを実施するとともに、水産加工場のHACCP認定取得を促進することで輸出の増加を目指し、漁業者及び加工業者の所得向上を図る。</p> <p>また、申請件数増が見込まれる輸出証明書の発行体制を構築し、輸出促進に寄与する。</p>					
事業内容	<p>1 安全性信頼対策（負担区分 道10/10） 福島第一原子力発電所の汚染水流出問題により、平成25年9月に韓国が福島県など8県の水産物輸入を禁止したことから、道内でも東アジア等への輸出減少が懸念される。東アジア等で道産水産物の安全性をPRすることで、風評被害を払拭し輸出の増大を図る。</p> <p>2 HACCP取得促進（負担区分 道10/10） 輸出HACCP認定取得施設は次第に増加しているが、多くの事業者が認定の取得について高いハードルと考えていることから、衛生管理の意識高揚を促し、輸出HACCPの取得に繋げていくための研修会を開催し、輸出促進を図る。</p> <p>3 証明書発行体制構築（負担区分 国10/10） 申請件数の増大が見込まれる輸出証明書について、迅速な発行に必要となる体制の構築により申請者の利便を向上させ、輸出環境の更なる改善を図る。 ※ 体制の構築・・・会計年度職員の配置 ほか</p>					

(31) 衛生管理対策・ホタテガイ海域拡大管理推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	2,755	—	2,755	—	S49～	成長産業課 輸出促進係
R 5年度	2,866	—	2,866	—		
区 分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	別記	
事業目的	E U向けに輸出されるホタテガイの関係漁業者や加工業者に対し、E Uが求める衛生基準等の遵守指導や生産海域の監視などの公的管理を行う。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 貝類衛生対策委員会の開催（負担区分 道10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・生産海域の指定に関する協議 ・モニタリングに係る検体採取計画の策定 ・検体採取を行う者の指名及び研修 2 モニタリングの実施（負担区分 道10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・海 域：噴火湾北西部、網走中部海域、宗谷北東部海域、網走北部海域 網走南部海域、宗谷南部海域 ・検査項目：貝毒、微生物、環境汚染物質 ・分 担：（総合振興局等・保健所）貝毒、微生物検査等の検体採取及び発送 （登録検査機関）貝毒、微生物、環境汚染物質等の検査の実施 3 漁船、陸揚施設、輸送における衛生管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ・E U向けホタテガイ出荷管理の研修の実施 ・採捕場所、生産漁協及び認定加工施設に関する不正行為の防止のモニタリング 4 E U－H A C C P基準に基づく加工施設の衛生管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ・指名食品衛生監視員（保健所）による施設の監視・検査の実施 					

III 參考資料

地域づくり総合交付金（船揚場整備事業）

1 概要

北海道地域振興条例（平成 21 年北海道条例第 51 号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、予算の範囲内で、総合振興局長及び振興局長が各事業について交付金を交付する。

地域づくり 推進事業	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について支援。
特定課題 対策事業	全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業に要する経費について支援。
広域連携 加速化事業	人口減少の進行により顕在化する各種課題を克服して行政サービスを維持・確保し、地域活性化等の地域創生に向けた取組を実現していくため、市町村が相互補完と役割分担によって広域的な連携を行い、自主性や独自性を保ちながら持続可能な地域づくりに資するために支援。

2 事業体系

事業区分		交付対象者		上限額	下限額	単位	交付率	
地域 づくり 推進 事業	一般事業	ハード系 事業	市町村	1 億円	500 万円	10 万円	1/2 以内	
			一部事務組合、広域連合	2 億円				
		ソフト系 事業	市町村	500 万円	50 万円			
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1 千万円				
	振興局長が認める団体		300 万円	10 万円				
	福祉振興・介護保険 基盤整備事業	市町村（政令市、中核市を除く）、一部事務組合、広域連合	設定なし	50 万円	1 千円			
	地域産業基 盤整備事業	小規模土地 改良事業	市町村、土地改良区、農協、振興局長が認める団体	400 万円	50 万円			1 千円
		小規模林道 整備事業	市町村、森林組合	100 万円 ～設定なし	10 万円～ 500 万円			
		小規模 治山事業	市町村	設定なし	500 万円			
		船揚場 整備事業	市町村	1 千万円	100 万円			
	エゾシカ 緊急対策事業	市町村、エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る）	交付対象 経費の 2割以内	1 万円	1 万円			
	集落維持・ 活性化 促進事業	ハード系 事業	市町村	1 億円	50 万円			10 万円
一部事務組合、広域連合			2 億円					
水資源保全推進事業	ソフト系 事業	市町村	500 万円	1 千万円	1 万円	1/2 以内 (森林) 1/3 以内 (その他)		
		一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1 千万円					

	デジタルチャレンジ 推進事業	市町村とIoTのノウハウを持つ 民間事業者等によるコンソーシアム	1千万円	100万円	1千円	1/2 以内
特定課題 対策 事業	ハード系事業	市町村	1億円	1千万円	10万円	1/2 以内
		一部事務組合、広域連合	2億円			
	ソフト系事業	市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体	2千万円	500万円		
	胆振東部地震被災森林 再生加速化事業	市町村	事業費の 5.5/100	—	円	1/2 以内
	広域連携加速化事業	国の広域連携制度の活用が困難な 市町村を1/2以上含む地域(市町村、 連携市町村で構成する協議会)	1千万円	—	10万円	定額

3 船揚場整備事業の概要

(1) 目的

国庫補助事業等の採択基準に満たないため、漁港が整備されない沿岸小集落の生産基盤の整備を行い、漁労作業の省力化等による漁業生産の向上を図ることで、漁家経営の安定と地域の恒久的な発展を推進することを目的として実施する事業

(2) 事業内容

- 漁船保全施設・・・斜路、巻き上げ機、スベリ等
- 附帯施設・・・波除堤、機械庫等
- その他・・・振興局長が特に必要と認める施設

4 本庁担当課・係 総合政策部地域振興局地域政策課地域政策係 水産林務部水産局漁港漁場課計画係

※詳細はウェブサイトを参照 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html>

北海道水産業・漁村振興条例

平成14年3月29日条例第3号
改正 平成21年3月31日条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 北海道水産業・漁村振興審議会（第22条－第29条）

附則

前文

北海道は、四方を海に囲まれ、豊富な水産資源、緑豊かな森林、多くの流域などを有し、この恵みの下に、沿岸地域では、漁業や水産加工業を中心として産業が発展し、漁村が形成され、人々は海と深くかかわりながら暮らしを営み、個性ある北の文化をはぐくんできた。

北海道の水産業は安全かつ良質な水産物を道内のみならず広く全国に供給し、漁村は漁業生産の場のみならず余暇活動の場となるなどして、私たちの健康で豊かな生活の実現に大きく貢献するとともに、北海道の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近時の新たな国際海洋秩序の定着や水産物の輸入の増加など水産業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、漁場を外に向けて拡大してきた北海道の水産業は後退を余儀なくされ、漁業生産や担い手が減少するなど、このままでは水産業や漁村の安定的な発展が危ぶまれている。

一方、今日、世界の水産物の需給動向を背景とした将来の我が国の水産物の安定確保の問題や人々のライフスタイルの変化などにより、水産物の安定供給という水産業の機能や漁村の多様な役割への期待が高まっている。

こうした状況の中で、北海道の水産業が我が国の水産物の供給において重要な役割を果たすとともに、漁村が多様な役割を担っていくためには、本道周辺水域を活用した水産資源の管理や増大を図り、創意と工夫に富む経営の実践や付加価値の高い製品づくりを進めるとともに、住む人のみならず訪れる人にとっても快適で潤いのある地域づくりなどに努めなければならない。

このような考え方に立って、希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、次代に引き継いでいくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに水産業者及び水産業の関係団体（以下「水産業者等」という。）並びに道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 水産業の振興は、本道が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならない。

2 水産業の振興は、水産業が地域の経済社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならない。

- 3 漁村の振興は、漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(水産業者等の役割)

第4条 水産業者等は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、その事業活動を行うよう努めるものとする。

- 2 水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、道が実施する水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(道民等の役割)

第5条 道民は、基本理念に対する理解を深め、水域環境の保全及び道産の水産物の消費に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者は、その活動を行う場合には、基本理念にのっとり、漁業生産活動及び水域環境の保全に影響を与えないよう努めるとともに、地域の住民生活に配慮するものとする。

(年次報告)

第6条 知事は、毎年、議会に、水産業及び漁村の動向並びに水産業及び漁村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第7条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業及び漁村の振興の推進に関する計画（以下「振興推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 振興推進計画は、水産業及び漁村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 振興推進計画は、北海道における漁業生産の目標その他の水産業及び漁村の振興に関する適切な目標について定めるものとする。
- 4 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前4項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

(水産資源の適切な管理等)

第8条 道は、水産資源の適切な管理を図るため、水産資源の評価に基づく計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、水産資源の秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の構築、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(栽培漁業の推進)

第9条 道は、栽培漁業の推進を図るため、増殖場及び養殖場の整備及び開発、種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負担等利用に係る体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第10条 道は、水産業の担い手の育成及び確保を図るため、水産業者の漁業又は加工の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者の受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、女性及び高齢者の水産業への従事及び水産業に関連する活動の促進を図るため、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安定的な水産業経営の育成)

第11条 道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、資本装備の高度化、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協同組合組織の経営の安定)

第12条 道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化、合併等再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全かつ良質な水産物の安定的な供給)

第13条 道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の競争力の強化)

第14条 道は、輸入される水産物等に対する道産の水産物の競争力の強化を図るため、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進、普及宣伝の強化、流通の効率化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の生育環境の保全及び創造)

第15条 道は、水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、道民、水産業者等、行政機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和した水産業の展開)

第16条 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、事業活動に伴う廃棄物の循環的利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適で住みよい漁村の構築)

第17条 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、景観の保全に配慮した水産業の基盤の整備、生活環境の整備、災害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力のある漁村の構築)

第18条 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域活動の促進、都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用の秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民の理解の促進)

第19条 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業の振興に関する技術の向上)

第20条 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、道、大学、民間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第21条 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道水産業・漁村振興審議会

(設置)

第22条 北海道における水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水産業及び漁村の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 水産業の関係団体の役職員
 - (3) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 北海道水産業振興審議会条例（昭和56年北海道条例第3号）
 - (2) 北海道漁業及び水産加工業経営安定条例（昭和61年北海道条例第31号）
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和6年度北海道水産施策概要

令和6年4月 発行

発 行 北海道

編 集 北海道水産林務部総務課

水産企画係

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL (011)204-5457

FAX (011)232-4140